

令和元年7月18日  
農林水産部畜産課

## 豚コレラに係る本県の対応状況について

### 1 現状（背景、課題）

豚コレラについては、昨年9月以降、岐阜県内で発生が続くとともに、本年2月以降には、愛知県内でも発生が続いています。

本県では発生はありませんが、令和元年6月7日に県境付近の岐阜県地内での豚コレラに感染した野生いのししの確認に伴い、県内の1農場が監視対象農場に設定されるとともに、令和元年6月26日に、県内で2頭の豚コレラに感染した野生いのししが初めて確認され、7月1日にも県内で豚コレラに感染した野生いのししが2頭確認され、確認地点から半径10km圏内にいなべ市、桑名市、菰野町が含まれることとなりました。

このような状況を受け、野生いのししの感染拡大の抑制を図るため、経口ワクチン散布を3市町の山麓地帯で、7月5日に先行的に一部の地域で散布を行い、7月16日から本格的な散布を開始しています。

### 2 本県の対応状況

#### (1) 農家への指導

昨年9月に岐阜県において、国内では26年ぶりとなる豚コレラの国内発生が確認されて以降、家畜保健衛生所が中心となり、県内の養豚農場等に対して、防疫対策の徹底や異状発見時の早期通報など、飼養衛生管理基準の遵守を指導しています。

また、家畜保健衛生所が24時間体制で農家相談等に対応するとともに、県外養豚場での発生が確認される度に、県内の各養豚農場等の飼育豚等に異状がないことを確認しています。

令和元年6月7日に、岐阜県養老町小倉地内の三重県境まで約1.5kmの地点において、豚コレラに感染した野生いのししが確認され、確認地点から半径10km圏内に本県の養豚農場（1農場）が入ったことから、国と協議し、監視対象農場に設定されました。

この監視対象農場においては、当面の間、次の対応を行っています。

- ・農場主は、毎日、飼養豚の臨床症状、死亡頭数などを家畜保健衛生所に報告。
- ・農場主は、原則1か月間の出荷計画を家畜保健衛生所に事前に提出。
- ・農場主は、出荷前日に出荷豚の体温測定及び臨床症状を確認し、家畜保健衛生所に報告。

また、県内全ての養豚農場の、農場消毒レベルを統一して高い水準で揃え、豚コレラの未然防止に努めるため、令和元年6月14日には家畜伝染病予防法第9条に基づく緊急消毒命令を告示し、県内全農場（58の養豚農場および20の小規模飼育者）で消石灰消毒の緊急実施を行いました。県内全農場には、引き続き消毒レベルを高い水準で維持するよう指導しています。

緊急消毒期間：令和元年6月20日から令和元年7月5日

消毒継続期間：令和元年6月20日から令和2年3月31日

## (2) 野生いのししの状況及び経口ワクチン散布について

令和元年6月26日に、県内で2頭の豚コレラに感染した野生いのししが初めて確認されるとともに、7月1日にも県内で豚コレラに感染した野生いのししが確認され、これまで4頭の陽性を確認しています。(令和元年7月17日現在、43頭中4頭陽性)

現在、いなべ市、桑名市、菰野町において、夏期1回目の経口ワクチン散布を実施しており、その後ワクチン効果を把握するための調査捕獲を行う予定をしています。また、感染野生いのししの南下が懸念されることを踏まえ、8月に予定している夏期2回目以降は、四日市、鈴鹿市、亀山市まで散布範囲を拡大することとし、関係市町と協議を進めています。

## (3) 対策本部の設置と対応

豚コレラの発生が岐阜県以外に拡大したこと等を踏まえ、平成31年2月6日に「三重県豚コレラ対策本部」(本部長：危機管理統括監)を設置し、県関係部局の連携を改めて確認するとともに、豚コレラに関する情報の共有等を図っています。

2月6日 本部員会議：国内発生状況確認、防疫体制の強化

2月11日 第一回幹事会：監視対象農場の対応状況と公表基準の設定

6月13日 第二回幹事会：野生いのししでの確認状況と防疫体制の強化

6月26日 第三回幹事会：県内野生いのししの発生および経口ワクチンの散布計画

## (4) 国への緊急要請

県では、岐阜県、愛知県での豚コレラ発生地域の拡大状況や三重県養豚協会からの豚コレラ防疫対策に係る要望を踏まえ、国に対する緊急要請を平成31年2月27日に実施しました。また、令和2年度国への提言・提案においても下記の要請を行いました。

- ・感染経路の把握、感染拡大の原因究明、及び水際対策を徹底して行うこと。
- ・野生いのししへの経口ワクチン散布について、その調査分析等の結果を情報共有すること。  
また、飼養豚へのワクチン使用については、感染の拡大状況や養豚関係者の心情なども踏まえ検討すること。
- ・消毒資材の確保や防護柵等の設置など、養豚農場等における防疫強化の取組を継続的に支援できるよう予算を十分に確保すること。

## 3 今後の取組

豚コレラの発生防止に向け、国や近隣府県等との連携を密にした情報交換と関係者への迅速な情報提供に努めるとともに、防疫体制の一層の強化に取り組みます。

引き続き、県内58の養豚農場と20の小規模飼養者に対して、消毒レベルの高い水準での維持や飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導するとともに、国の制度も活用しながら防護柵や消毒機の設置など各養豚農場における防疫強化の取組を支援していきます。

さらに、野生いのししへの経口ワクチン散布やその後の調査捕獲及び検査を着実に実施し、野生いのししの感染拡大抑制に努めていきます。